ⅲ　当該対象事業者が対象事業の実施を目的とする子会社等と対象事業を実施する場合において、対象事業者及び当該子会社等に対する機構以外の者からの出資の合計額が、対象事業者に対する機構からの出資額以上となる場合

ⅳ　ⅰからⅲまでに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

**附　則**

この告示は、公布の日から施行する。

**○外務省告示第二百八十一号**

平成二十六年一月九日にマスカットで署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とオマーン国政府との間の協定について、オマーン国政府は、同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する書面による通告を行い、我が国政府はこれを平成二十六年七月二十三日に受領した。我が国政府は、平成二十六年八月十七日に同協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する書面による通告を行い、オマーン国政府はこれを同日に受領した。よって、同協定は、その第二十八条1の規定に従い、平成二十六年九月一日に効力を生ずる。

平成二十六年八月二十日　　外務大臣　岸田　文雄

# 官報告

## 産　業

### 日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年８月20日に下記の日本工業規格を制定及び改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年８月 20 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．制定された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 風車―第22部：風車の適合性試験及び認証 | C 1400―22 |
| 風車―第24部：雷保護 | C 1400―24 |
| 風車―第３部：洋上風車の設計要件 | C 1400―３ |
| 家庭用電気機器及び類似機器からの人体ばく露に関する電磁界の測定方法 | C 1912 |
| 環境試験方法―電気・電子―第２―55部：ルーズカーゴに対するバウンス試験及び指針（試験記号：Ee） | C 60068―２―55 |
| 耐火性試験―電気・電子―第11―３部：試験炎―公称500W炎―試験装置及び炎確認試験方法 | C 60695―11―３ |
| 耐火性試験―電気・電子―第11―４部：試験炎―公称50W炎―試験装置及び炎確認試験方法 | C 60695―11―４ |
| 静電気―第４―８部：特定応用のための標準試験方法―放電遮蔽―バッグ | C 61340―４―８ |
| 太陽電池デバイス―第４部：校正のトレーサビリティ確立手順 | C 8904―４ |

２．改正された日本工業規格

| | |
|---|---|
| メタルラス | A 5505 |
| 巻線共通規格―第０―１部：一般特性―エナメル銅線 | C 3215―０―１ |
| 巻線共通規格―第０―２部：一般特性―エナメル平角銅線 | C 3215―０―２ |
| 巻線共通規格―第０―３部：一般特性―エナメルアルミニウム線 | C 3215―０―３ |
| 巻線共通規格―第０―４部：一般特性―ガラス巻平角銅線及びエナメルガラス巻平角銅線 | C 3215―０―４ |
| 巻線個別規格―第１部：クラス105のポリビニルアセタール銅線 | C 3215―１ |
| 巻線個別規格―第14部：クラス105のポリビニルアセタールアルミニウム線 | C 3215―14 |
| 巻線個別規格―第17部：クラス105のポリビニルアセタール平角銅線 | C 3215―17 |
| 巻線個別規格―第８部：クラス180のポリエステルイミド銅線 | C 3215―８ |
| 一般用直流ソレノイド | C 4553 |
| 一般用交流ソレノイド | C 4554 |
| 環境試験方法―電気・電子―第２―53部：耐候性（温度・湿度）と動的（振動・衝撃）との複合試験及び指針 | C 60068―２―53 |
| 情報技術機器―安全性―第１部：一般要求事項 | C 6950―１ |
| ＬＥＤ卓上スタンド・蛍光灯卓上スタンド（勉学用・読書用） | C 8112 |
| 家庭用ＬＥＤ照明器具・家庭用蛍光灯器具 | C 8115 |
| データベース言語ＳＱＬ　第１部：枠組（ＳＱＬ／Framework） | X 3005―１ |

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成26年８月20日に下記の日本工業規格を確認及び廃止したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 26 年８月 20 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．確認された日本工業規格

| | |
|---|---|
| 適合性評価―日本工業規格への適合性の認証―分野別認証指針（鉄鋼製品第１部） | Q 1013 |

２．廃止された日本工業規格

| | |
|---|---|
| プロセス制御アナログ信号調節計の試験方法 | C 1801 |
| ソレノイド通則 | C 4552 |
| 環境試験方法―電気・電子―発熱供試品及び非発熱供試品に対する低温／振動（正弦波）複合試験 | C 60068―２―50 |
| 環境試験方法―電気・電子―発熱供試品及び非発熱供試品に対する高温／振動（正弦波）複合試験 | C 60068―２―51 |

### 標準仕様書（ＴＳ）の継続について

日本工業標準調査会の審議を経て、平成26年８月20日に下記の標準仕様書（ＴＳ）を継続した。

平成 26 年８月 20 日　　経済産業大臣　茂木　敏充

記

１．ＴＳ名称及び番号

継続されたＴＳ名称及び番号

高齢者・障害者配慮設計指針―住宅用ドア及び窓―建具金物　　ＴＳ　A 0027

２．意見提出先

経済産業省産業技術環境局国際標準課

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。